

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公表番号】特表2020-514351(P2020-514351A)

【公表日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2020-020

【出願番号】特願2019-550158(P2019-550158)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/64	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 K	8/24	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/64
A 6 1 Q	11/00
A 6 1 K	8/19
A 6 1 K	8/24
A 6 1 P	1/02

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月15日(2021.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一スズが会合したホスホベプチド(PP)安定化非晶質リン酸カルシウム(ACP)又は非晶質フッ化リン酸カルシウム(ACFP)複合体であって、1モルのPP当たり1モル以上の第一スズであるが1モルのPP当たり4モル未満の第一スズである第一スズイオン含有量を有する、複合体。

【請求項2】

前記第一スズイオン含有量が、1モルのPP当たり約1モルの第一スズから、1モルのPP当たり約3モルの第一スズの間である、請求項1に記載の複合体。

【請求項3】

前記第一スズイオン含有量が、1モルのPP当たり約1モルの第一スズから、1モルのPP当たり約2モルの第一スズの間である、請求項1に記載の複合体。

【請求項4】

前記第一スズイオン含有量が、1モルのPP当たり約1モルの第一スズである、請求項1～3のいずれか一項に記載の複合体。

【請求項5】

前記第一スズイオン含有量が、1モルのPP当たり約2モルの第一スズである、請求項1～3のいずれか一項に記載の複合体。

【請求項6】

前記第一スズイオン含有量が、1モルのPP当たり約1.2モルの第一スズから、1モルのPP当たり約1.8モルの第一スズの間である、請求項1～3のいずれか一項に記載の複合体。

【請求項 7】

前記第一スズイオン含有量が、1モルのPP当たり約1.4モルの第一スズから、1モルのPP当たり約1.8モルの第一スズの間である、請求項1～3のいずれか一項に記載の複合体。

【請求項 8】

前記第一スズイオン含有量が、1モルのPP当たり約1.6モルの第一スズである、請求項1～3のいずれか一項に記載の複合体。

【請求項 9】

前記ホスホペプチドがカゼインホスホペプチドである、請求項1～8のいずれか一項に記載の複合体。

【請求項 10】

請求項1～9のいずれか一項に記載の複合体と、薬学的に許容される担体、希釈剤、又は賦形剤とを含む、組成物。

【請求項 11】

請求項1～9のいずれか一項に記載の複合体を含む、口腔ケア組成物。

【請求項 12】

配合物が、練り歯磨き、歯磨き粉、及び液体歯磨きなどの歯磨き剤、マウスウォッシュ、マウスリンス、マウススプレー、バーニッシュ、歯科用セメント、トローチ、チューリンガム、歯科用軟膏、歯肉マッサージクリーム、うがい用錠剤、乳製品、及びその他の食品から選択される、請求項11に記載の口腔ケア組成物。

【請求項 13】

象牙質過敏症の治療又は予防をそれが必要な個体に対して行うために用いられる医薬の製造のための、請求項1～7のいずれか一項に記載の複合体、又は請求項8～10のいずれか一項に記載の組成物の使用。

【請求項 14】

個体の露出した象牙細管を塞ぐために用いられる医薬の製造のための、請求項1～9のいずれか一項に記載の複合体、又は請求項10～12のいずれか一項に記載の組成物の使用。

【請求項 15】

個体の露出した象牙細管の上に層を形成するために用いられる医薬の製造のための、請求項1～9のいずれか一項に記載の複合体、又は請求項10～12のいずれか一項に記載の組成物の使用。

【請求項 16】

治療が必要な前記個体が象牙質過敏症である、請求項13～15のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 17】

前記象牙質過敏症が知覚過敏である、請求項16に記載の使用。

【請求項 18】

前記象牙質過敏症が、前記個体の露出した象牙細管により引き起こされる、請求項16に記載の使用。

【請求項 19】

前記象牙細管が、1.0、1.2、1.4、1.6、又は1.8 μm を超える直径の開口部を有する、請求項18に記載の方法。

【請求項 20】

前記象牙細管が、2.0、2.2、2.4、又は2.5 μm を超える直径を有する開口部を有する、請求項18に記載の方法。

【請求項 21】

象牙質知覚過敏の治療又は予防における使用のための、請求項1～9のいずれか一項に記載の複合体、又は請求項10～12のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 22】

前記複合体又は組成物が、治療を必要とする口腔部位に直接投与されるように用いられる、請求項 1_3 ~ 2_1 のいずれか一項の使用、又は複合体。

【請求項 2_3】

治療を必要とする前記口腔部位が象牙質である、請求項 2_2 に記載の方法、使用、又は複合体。

【請求項 2_4】

セメント質が失われることによって前記象牙質が露出している、請求項 2_3 に記載の使用、又は複合体。

【請求項 2_5】

エナメル質が失われることによって前記象牙質が露出している、請求項 2_4 に記載の使用、又は複合体。

【請求項 2_6】

歯の知覚過敏の治療又は予防のためのキットであって：

(a) 請求項 1_0 ~ 1_2 のいずれか一項に記載の組成物、及び / 又は

(b) 請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の複合体、

を含む、キット。

【請求項 2_7】

請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の第一スズが会合した PP 安定化ACP を形成するための方法又はプロセスであって：

(i) 少なくとも 1 つのホスホペプチドを含む溶液を得るステップと；

(ii) pH を約 7.3 以下に維持しながら、カルシウムイオン及びリン酸イオンを含む溶液を混合するステップと；

(iii) 第一スズ化合物を混合するステップと
を含む；又は

(i) ホスホペプチド安定化ACP の溶液を提供するステップと；

(ii) 第一スズ化合物を混合するステップと
を含む、方法又はプロセス。

【請求項 2_8】

請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の第一スズが会合した PP 安定化ACFP を形成するための方法又はプロセスであって：

(i) 少なくとも 1 つのホスホペプチドを含む溶液を得るステップと；

(ii) pH を約 7.3 以下に維持しながら、カルシウムイオン、リン酸イオン、及びフッ化物イオンを含む溶液を混合するステップと；

(iii) 第一スズ化合物を混合するステップと
を含む；又は

(i) ホスホペプチド安定化ACFP の溶液を提供するステップと；

(ii) 第一スズ化合物を混合するステップと
を含む、方法又はプロセス。

【請求項 2_9】

塩基又は酸を加えることを含まない、請求項 2_7 又は 2_8 に記載の方法又はプロセス。

【請求項 3_0】

カルシウムイオン、リン酸イオン、フッ化物イオン、又は第一スズ化合物を含む前記溶液に、別個に水酸化物イオンが加えられることがない、請求項 2_7 又は 2_8 に記載の方法又はプロセス。